



個人あるいは法人における 12 月 31 日の事業主の方に中小企業および個人事業主のタックス・プランニングの一例をご紹介します。

事業主の方へ

1. Cash-basis (現金主義) で申告する方へ

(Schedule C で申告される個人事業主、および現金主義を選択されている会社)

現金主義で申告書を作成する人は、サービスの提供時期にかかわらず、2017 年中に実際に受取った金額が売上となります。したがって請求書の発行を遅らせ売上の入金月が 2018 年となれば、2017 年の売上を含める必要はありません。もし入金を遅らせることに経営上の支障がなければ税金の繰延効果があります。

同様に費用においても 2017 年中に支払ったものは 2017 年の必要経費となります。しかし、通常のビジネスの慣習外の無理な前払いをしても、2017 年度の経費とは認められません

2. Accrual method (発生主義) で申告する方へ

(発生主義を選択されている個人事業主及び会社)

C Corp が対象となりますが、決算後 2 ヶ月半後までにオーナー以外の従業員に支給するボーナスは、支給年の前年の費用とすることが出来ます。したがって 2018 年 3 月 15 日までに支給するボーナスは 2017 年の費用となります。また、これに似たものとして、寄付金控除についても同様な適用となっています。

※) 但し、S Corp は気をつけなければなりません。S Corp の Owner への支払いは Owner が実際に受取った時に S Corp の費用となるからです。

3. 不動産収入がある方

不動産賃貸業は、原則、Passive activity となるため、もしこの事業で損失が発生しても、Passive loss limitation rules の適用を受け、一定の条件を満たさなければ、通常、他の所得の黒字と損益通算ができないことになっています。しかし、不動産賃貸業であっても、事業への参画度合いによって、一定額もしくは全額を他の所得と損益通算できるようになります。ただし、この判断は高度な知識が要求されますので、対象となりそうな方はご相談ください。

4. S corporation を所有している方 (S 会社オーナー)

ご存知の通り、S corporation (以下 S Corp) で発生した損益は、課税上、オーナーの申告書に反映されます。つまり S Corp での損失はオーナー個人の申告書にパススルーされ、他の所得から控除することになります。しかし、S Corp からパススルーされる損失は無制限に利用できる訳ではなく、オーナーの S Corp への持分額 (basis) が上限となります。したがって、S Corp の損失が多額になる場合は、basis を増加させておく (出資額を増やす) ことで、S Corp の損失を有効に利用できることが出来ます。

5. 減価償却資産を購入する

通常、減価償却資産は将来にわたり償却していくのが普通ですが、一定の動産は総額 \$500,000(2017 年) まで初年度に全額償却することが出来ます。もちろん十分な所得がない場合は将来にわたり償却していくことも可能です。

※ただし、通常動産の償却方法は Half-Year -Convention といって、年の真ん中で取得したものとみなして償却額を計算するのですが、最終四半期に取得が集中してしまうと、Mid-Quarter-Convention といって不利な償却方法となってしまいます。正確には、その年の取得総額のうち、40%が最終四半期に取得された場合この Mid-Quarter-Convention の適用となってしまいます。

6. 現金が手元にない場合

現金が手元にない場合はクレジットカードを利用しての支払い、あるいは物の購入も検討してもいいかもしれません。

7. 仕事で使用した経費

仕事で使った車の経費は、走行した記録が必要です。最低でも、年末時点で車のオドメーターからマイレージを読み取って記載しておきましょう。ちなみに 2017 年度の経費計上のための Mileage Rate は 1 マイルあたり 53.5 セントです。

個人申告をされる方全員

1. 給料収入 (W-2)、金利や投資収入 (Form1099) に関しては来年の 1 月末までに資料がお手元に届くはずですが、今のうちに、どこからどのような書類が届くはずか、リストを作っておきましょう。弊社で申告書を作成されている方につきましては、ご希望であれば、2016 年度にいただいた情報が記載されている "Tax return organizer" を、ご参考のため、お送りできます。英語でのものとなります。
2. 医療費、寄付金、固定資産税、Child Care 費用に関しては、すでに情報がほぼ揃っているものと思いますので、資料作成を開始できます。税金の還付を予想されている方は、早く申告をして、還付金を受け取るために資料が揃っているか確認を開始しましょう。ちなみに、医療費は所得の 7.5% を越えた部分のみが控除対象となります。
3. 給料収入のように、税金の源泉徴収がされていない収入が大幅に増えた方は、不必要な税金の支払いの延滞利息を支払うことのないように、1 月 15 日に予定納税をすることを検討しましょう。
4. 収税や固定資産税、不動産ローンの利息などを 12 月中に支払うことも検討しましょう。
5. 株式や Mutual Fund で損をしているものを売却して、損失を 2017 年度の申告に取り込むことを検討しましょう。ただし、株式の売却損失は \$3,000 までしか 1 年間あたりでは取り込めないため、それを超える損失が予想される場合は、値段が上がっている株式を売却することを検討しましょう。

以上、代表的な 12 月中にできる Tax Planning に関して書きましたが、所得税は累進課税ですので来年度の所得が低く予想される場合は上記が当てはまります。来年度の予想が今年度より大幅に高い場合は、逆に控除項目を来年度に持ち越した方が良い場合もあることをご考慮ください。